

siCAT GmbH&CO. KG 一般取引条件

事業所 Brunnenallee 6, 53177 Bonn, Germany

ステータス： 2008-03-25

第 1 条

- (1) siCAT GmbH & Co. KG (以下 siCAT という) と顧客との取引関係については、発注の時点でインターネット上に掲示され、その結果、発注によって受諾された以下の一般取引条件のみが適用されるものとする。
ここにいう取引関係には、顧客が提出するスキャン鋳型に基づき穿孔用テンプレートを siCAT が作成することを含む。顧客は、siCAT の作成に係る穿孔用テンプレートの発注の前提条件として咬合阻止プレートを GALILEOS システムと共に使用することが要求される。
- (2) siCAT は発注時点で有効な一般取引条件によって当該注文を実施するものとする。顧客は、インターネットウェブサイト www.sicat.com or www.sicat.de 上の「ACGB」項目に示す最新版の一般取引条件にアクセスできる。更に、siCAT はまた顧客宛に注文請書と共に一般取引条件を郵送するものとする。siCAT は本取引条件に変更、追加を行う権利を明確に留保する。
- (3) この一般取引条件は排他的に適用されるものとし、siCAT は、この一般取引条件に抵触しもしくは逸脱する顧客のすべての条項はその有効性について siCAT が書面によって明示的に同意しないかぎり承認しない。これらの一般取引条件はまた、siCAT が顧客の条項が当該一般取引条件に抵触しもしくは逸脱していることを完全に認識したうえで顧客に出荷する場合にも適用する。
- (4) 本契約の履行中に siCAT と顧客間で締結したすべての契約は本契約中に文書で明記する。

第 2 条 契約の締結・解除

- (1) 個々の契約は、siCAT が e-メールによって送付する注文請書により受注した時点で締結される。顧客が注文書中にメールアドレスを記載せず、または技術上の事由によって記載のアドレスに連絡できない場合は、当該契約は商品の出荷時点で初めて締結されるものとする。
- (2) GALILEOS 穿孔テンプレートの注文に関して、
 - (a) 穿孔テンプレート用注文書 (GALILEOS インプラントの様式) 、
 - (b) 咬合阻止プレート付きスキャンテンプレートと必要なモデル、
 - (c) GALILEOS 穿孔テンプレートの製造注文、
 - (d) および作業計画 CD を、

siCAT GmbH & Co. KG
SGL, Brunnenallee 6, 53177 Bonn, Germany
(以下「本店」)

が受領することが本一般取引条件中の第 2 条 1 項に準拠する注文の引受けの前提条件である。

- (3) siCAT は直ちに当該一般取引条件の第 2 条 2 項に基づいて到着文書を点検し、その結果判明したすべての不備項目を顧客に e-メールまたは電話で報告する。当該契約の範囲内のいずれの変更点もすべて顧客に説明するものとする。顧客は、訂正済の注文書の手書きコピーとともに新しい履行範囲に関する注文請書を受取るものとする。
- (4) 穿孔テンプレート中に、当該プランと顎内で利用可能なスペースのために、いくつかのドリルスリーブを挿入できない場合は、siCAT は顎内に十分なスペースがあれば、自動式パイロットスリーブを代わりに挿入する。本一般取引条件の第 2 条 3 項の条件に係わる説明もしくは通知は行なわないものとする。顧客は自らが当初に発行した注文の適正な訂正に同意する。パイロットスリーブの価格は追加請求するものとする。
- (5) siCAT は以下の場合において契約の解除権を留保する：
 - (a) 商品を最低 4 週間入手できない。
 - (b) データエラーにより注文を適正に実施することができない。
 - (c) siCAT は契約締結に際して信用調査を実施し、否定的結果となった場合は当該契約を撤回する権利を留保する。信用格付けが不良となった場合、前払い金をもって契約解除を回避できる。

第 3 条 価格

- (1) カタログおよび価格表で提示した価格はすべて予告なしに変更することがあるものとする。出荷もしくは実施当日に有効な価格を適用する。提示価格はすべて現金割引またはその他の値引きを含みぬものとする。法定付加価値 (販売) 税は価格に含まれない。かかる税は請求書発行日に適用される金額を別途請求書中に簡書書きするものとする。
- (2) 郵送料金、包装、運送ならびに積込みと保険に要するすべての費用は顧客に請求するものとする。関税未払いの商品の出荷については、税関当局が課する関税とその他の関連費用は顧客負担とする。

第 4 条 支払期限

- (1) 購入代金は契約の締結時を支払期限とする。
- (2) 別途取り決めがある場合を除き、支払は口座引落しまたはクレジットカードで行なうものとする。請求書もしくは前払いによる支払は siCAT の明示の承諾を要する。顧客の本店がドイツ国外に所在する場合は支払はクレジットカードまたは前払いのみによるものとする。
- (3) 支払方法が前払いの場合、商品の出荷は支払の受領後に行なう。
- (4) 顧客は、その反対請求額が合法的に決定され、疑う余地がなくなるとは認められている場合に限り相殺権を行使できるものとする。顧客は、当該反対請求が同一の契約関係に基づいて行なわれる場合のみ留置権の行使を認められる。ここに契約関係とは具体的な個々の注文をいう。

第 5 条 出荷・出荷期日

- (1) siCAT は、受注商品の一部が一時的に出荷不可能な場合は分割出荷出来るものとする。この場合、追加船積み費用は siCAT の負担とする。
- (2) GALILEOS 穿孔テンプレートは受注後 6 日以内に (月曜から金曜まで) 必ず出荷するものとする。適正な時間内に siCAT が受注品を出荷できない場合、例えば大量の需要の際は、siCAT は直ちにこの納期遅延を顧客に通知するものとする。船積み時期は各国ごとに変わる場合がある。siCAT が指定する船積み期間は当該一般取引条件の第 2 条 2 項と、該当する場合は第 5 条 3 項に係わる技術的問題がすべて解決した後開始されるものとする。
- (3) さらに、出荷の責任は顧客がその義務を正当にかつ適正に履行することを前提とする。契約不履行を拒否する権利を留保する。

- (4) siCAT は、siCAT が責任を負うべき意図的もしくは重大な過失による契約違反から発生した納期遅れに限り関連法規により責任を負うものとする。siCAT の代表者もしくは代理人によるいずれの不履行も siCAT に帰すものとする。siCAT の責めに帰すべき重大な過失による契約違反から発生した納期遅れに限り、損害賠償金支払の責任は予期し得るかつ一般的に発生する損害に限定されるものとする。
- (5) siCAT はまた、納期遅れが重要な契約義務の違反に基づく限り、関連法規により責任を負うものとする。この場合はしかしながら、損害賠償金の支払責任は予期し得るかつ一般的に発生する損害に限定されるものとする。
- (6) 上記以外の事由による納期遅れの場合は、siCAT は、遅延に関する一切の責任の負担として、一週間が経過するごとに、各週の遅延につき、出荷すべき商品の価額の 3 パーセントに当たる金額を支払うものとする。ただし、この負担金額は、商品の価額の 15 パーセントに当たる額を上限とする。

第 6 条 危険の移転 - 包装費

- (1) siCAT は顧客が注文書中で指定した出荷先住所宛に咬合阻止プレートと穿孔プレートを出荷するものとする。
- (2) 顧客の要請にもとづき、siCAT は運送商品に対して運送保険を付保するものとし、それから発生する費用はすべて顧客の負担とする。

第 7 条 GALILEOS 穿孔テンプレートに対する特別保障と法的責任

- (1) 顧客は穿孔テンプレートの受領後 5 営業日以内に当該テンプレートの試験を実施し、当該時期に siCAT が責任を有するいずれかの欠陥があればこれをファックスもしくは e-メールで siCAT に通知する。本試験はいずれの場合も手術に先立って実施しなければならない。この試験で顧客は当該穿孔テンプレートがその仕様通りに製造されたことを確認する。穿孔テンプレートは患者に使用されるか、または顧客が遅くとも発送後 2 週間以内に欠陥通知を行わなかった場合は契約内容に準拠していると見なすものとする。
- (2) siCAT が責任を負うべきならかの欠陥が発生しかつ手術中に当該穿孔テンプレートを使用できなかった場合は、siCAT は新規の穿孔テンプレートの製造用に咬合阻止プレートを無償で顧客に送付するものとする。
- (3) siCAT は、その同意なしに行なわれた診療行為もしくは穿孔テンプレートに対して行なわれた変更について、顧客が当該欠陥の原因がかかる診療行為もしくは変更によらないことを証明できない限り追加の履行義務を有しない。

- (4) 以下の契約条項で別途の規定がなされない限り、理由の如何を問わず、顧客がなすさらなる要求は一切認められないものとする。siCAT は、したがって、穿孔テンプレートに直接生じたものではない損害について一切責任を問われず、特に、siCAT は顧客の利益喪失もしくはその他のすべての財務上の損失の責任を負わないものとする。
- (5) 前述の免責条項は、損害の原因が siCAT もしくは siCAT の代理人の故意または重大な過失に基づく場合に限り適用されない。さらに、同免責条項は siCAT もしくは siCAT の代理人による義務の重大な過失の結果、生命、身体もしくは健康に及ぼすいずれの損傷についても適用されないものとする。また、siCAT が基本的もしくは契約上の義務に意図的に違反した場合にも適用されないものとする。
- (6) 重大な欠陥に対する申立ての期限は 12 ヶ月である。
- (7) 重大な欠陥に対する申立ての期限は、追加的履行によってその時点から再度起算されるものではなく、むしろ最初の出荷により始まった期間が中断せず継続するものとする。
- (8) 不完全な納品等の、契約前の、契約上の又は非契約上の義務違反があった場合、siCAT は、故意又は重大な過失があった場合にのみ、もしくは軽過失の場合であっても、当該義務違反が契約上の義務の違反であり、かつそれが本契約 (本質的な契約上の義務) の目的達成を危うくする場合には、契約上の又は法的な責任要件に従い、損害賠償責任を負うとともに、費用償還義務を負うものとする。但し、故意の場合を除き、siCAT の法的責任の範囲は、契約締結時に予見可能かつこの種の契約に特有な直接損害に限定される。
- (9) 遅延による損害賠償について siCAT は、軽過失の場合は対価の 5 パーセントを超えない金額についてのみ責任を負うものとする。
- (10) 前項の責任の免除と制限は生命、身体もしくは健康に対する障害を引き起こす欠陥について、またやむを得ない製造物責任について、害意に基づき沈黙した場合は適用しないものとする。

第 8 条 欠陥に対するさらなる責任 (穿孔テンプレートに関するものではない)

- (1) 顧客がいずれの欠陥の申立てを行なう際は必ず当該商品の検査を遅くとも受領後 5 日間以内に実施したうえで、この期間内において siCAT の責任に帰す欠陥があればすべてファックスまたは e-メールで siCAT に通知するものとする。
- (2) 上記に対して別途契約条項がない限り法的義務は負わないものとする。但し、以下の場合かかる義務の制限は適用されないものとする。
 - (a) siCAT もしくは siCAT の代理人側に故意もしくは重大な過失があった場合、
 - (b) 人身障害の場合、
 - (c) siCAT が保証する条件の欠如により損害が生じた場合、
 - (d) ドイツ国民法 §§ 823 ff に基づく請求権の場合。

第 9 条 データの保護

顧客は本契約実施の目的をもって発注時に提出した個人データの保管、処理および使用を許容することに同意する。

第 10 条 その他の規定

- (1) 分離条項
本契約のいずれの個別の規定が無効であるかもしくは無効となる場合であっても、本契約の残りの条項は些かも影響されないものとする。両当事者は、いずれのかかる無効な条項を新規の条項と差し替えることに協力し、新条項が法的に許容できる状態で原初の (今は無効となった) 条項の意義、精神および目的を可及的にそれらに沿って達成することを図るものとする。
- (2) 顧客が販売店である場合、siCAT の営業場所はその場所である。しかしながら siCAT もまた顧客の営業場所において、顧客に対して訴訟を起こす権利を有する。
- (3) ドイツ連邦共和国法を適用し、国連販売条約は除外する。